

環境保全型農業直接支払交付金について

1 令和元年度の状況

○申請金額 307,611千円

○国内示額 300,847千円(充足率97.8%)

【参考】申請金額に対する実績金額の割合(実施率)は96.0%(H28~H30 平均)

2 令和2年度予算 概算要求額

環境保全型農業直接支払交付金 2,517 百万円 (R 元 2,360 百万円)

3 国の制度見直しと県としての対応等

(金額は円/10a)

項 目	国の制度見直しの内容	県としての対応案、影響等
緩効性肥料の利用および長期中干し	地球温暖化防止効果は低い ため対象外となるが、水質保全等 他の効果を証明出来れば、新た に地域特認として再申請可能 ◆緩効性肥料の被膜殻の流出 防止対策が「海洋プラスチックご み対策アクションプラン」に位置付 けられた	今年度の農業技術振興センターにお ける調査結果および過去のデータを 整理して本年12月に申請予定 ◆濁水対策に加えて緩効性肥料の被 膜殻流出防止対策の要件化を検討
有機農業	○支援単価引き上げ 8,000円→14,000円 (そば、飼料作物の単価は 3,000円で据え置き) ○国際水準の有機農業(有機 JAS相当)の実施が要件となる 【同じほ場で継続して取り組 むことが必要】	米、茶を中心に有機JAS認証取得を 推進 毎年栽培ほ場が変わる「そば(192ha)」 などが対象外となると見込まれる
全国共通取組のメニュー拡充	リビングマルチ(3,200円・5,400円)、 草生栽培(5,000円)、不耕起播 種(3,000円)、長期中干し(800 円)、秋耕(800円)を地域特認か ら移行 予算配分にあたって全国共通 取組優先の考え方は変更なし	取組を推進 地域特認取組の見直しを行う(4の とおり)

4 地域特認取組の見直しについて

(1) 見直しの必要性

今後、全国共通取組の拡充、取組の拡大に伴い地域特認取組への配分は少なくなることが見込まれることから、地域特認取組（特に水稻）の制度運営の安定化を図る必要がある。

(2) 見直しの内容

当初の県独自制度(H16～H18)では支援対象としていなかった「麦、大豆、小豆、そば、飼料作物、花」は、全国共通取組または認証制度を活用して推進することとし、地域特認取組の対象外とする。

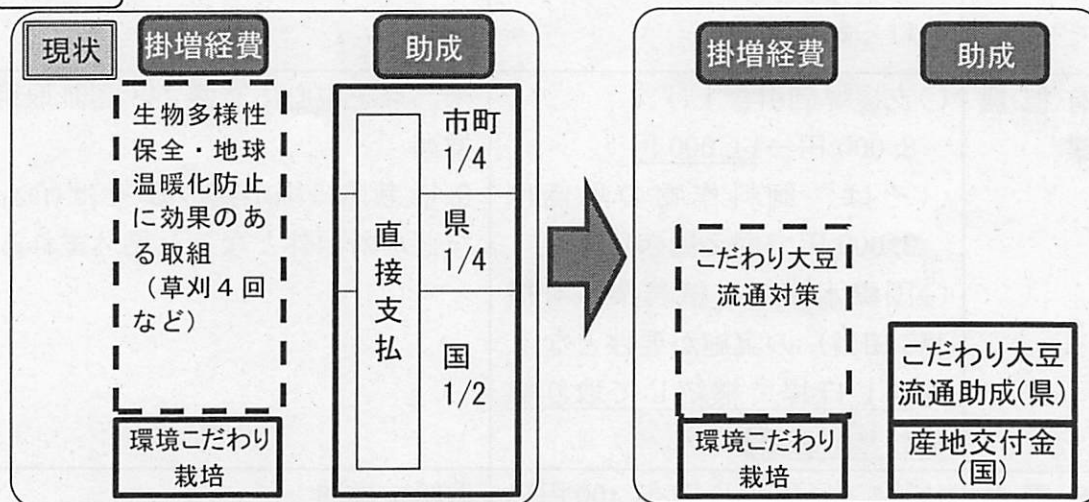
【参考】地域特認取組の取組面積（H30 実績）

作物名	麦	大豆	小豆	そば	飼料作物	花
面積	0	1,175ha	0.8ha	0	76ha	0

(3) 取組が多い作物における対応【経過措置※】※全国共通取組への移行ができない場合

作物	対応(案)
大豆	○生産流通対策の検討 ・環境こだわり大豆を仕分けして流通する経費助成 ・産地交付金におけるメニュー化検討

イメージ



5 今後の予定

- 10月中旬 市町、JA等関係者への説明会
- 10月下旬～ 農業者への周知
- 12月末 国予算概算決定
- 2月下旬 市町、JA等関係者への説明会(詳細な内容)
- 3月 農業者への周知

〔 参 考 〕

「リビングマルチ」

作物の畝間に麦類や牧草等を作付ける取組です。県内では、大豆畑に小麦を、カボチャ畑にエン麦を作付ける事例があります。

《チェックポイント》

- 購入伝票等により標準播種量以上に播種したことが
 確実に認められること
- 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わ
 ず、全ての地上部を土壌に還元すること



「草生栽培」

果樹園等に牧草等を作付ける取組です。

県内では、ナシ園にクローバーを、ブドウ園にライ麦を作付ける事例があります。

《チェックポイント》

- 購入伝票等により標準播種量以上に播種したことが
 確実に認められること
- 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わ
 ず、全ての地上部を土壌に還元すること

